

○工事設計変更事務取扱要領

平成24年4月1日

施行

(目的)

第1条 この要領は、設計変更の決定及び契約変更の手続について必要な事項を定め、もって設計変更に係る工事の適正な施工を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事とは、神奈川県内広域水道企業団が発注する請負金額（変更契約後の金額を含む。）が1件400万円を超える工事をいう。
- (2) 設計変更とは、工事の施工に当たり設計図書（設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）の内容の一部を訂正・変更することをいう。
- (3) 契約変更とは、設計変更に伴う請負金額の変更又は工期の変更の決定に基づく契約の変更を行うことをいう。
- (4) 設計担当課長とは、当該工事の設計を所管する課長（場長及び所長を含む。以下「設計担当課長」という。）をいう。
- (5) 工事担当課長とは、当該工事の監督を所管する課長（場長及び所長並びに担当課長を含む。以下「工事担当課長」という。）をいう。

(設計変更の基本原則)

第3条 設計変更の決定及び契約変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合又は真にやむを得ない場合のほか、これを行うことはできない。

(設計変更に伴う契約変更の範囲)

第4条 設計変更見込金額が請負金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。

(設計変更可能な事項)

第5条 設計変更可能な事項は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合とする。

- (1) 設計図書が一致しない場合
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合
- (3) 設計図書の表示が明確でない場合
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合

- (6) 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合
- (7) 工事用地等の確保ができない等のため又は自然的若しくは人為的な事象であって、請負人の責に帰すことができないものにより、請負人が工事を施工できないと認められる場合
- (8) 天候の不良、関連工事の調整への協力その他請負人の責に帰すことのできない事由により工期を延長する場合

(設計変更の手続)

第6条 工事担当課長は、前条第1項第1号から第5号までの規定により設計変更をしようとす
るときは、設計変更協議書（第1号様式）によりあらかじめ請負人と協議しなければならない。

- 2 工事担当課長は、前項の設計変更協議書の内容について、設計担当課長と協議し設計変更を
決定したとき、又は設計担当課長が前条第1項第6号の規定により設計変更を決定したときは、
設計変更の内容について設計変更通知書（第2号様式）により請負人に通知しなければならな
い。
- 3 工事担当課長は、前条第1項第7号の規定により工事の全部又は一部の一時中止について、
設計担当課長と協議し工事の一時中止を決定したときは、請負人に工事の一時中止に係る通知
(第3号様式)をしなければならない。
- 4 工事担当課長は、前項の規定により一時中止した工事の再開について、設計担当課長と協議
し工事の再開を決定したときは、請負人に工事の一時中止の再開に係る通知（第4号様式）を
しなければならない。
- 5 工事担当課長は、前条第1項第8号の規定により工期を延長するときは、その理由を明示し、
工程表を添付した契約規定の運用基準（昭和56年10月1日施行）に規定する工期延長承認申請
書（以下「申請書」という。）を請負人に提出させなければならない。
- 6 工事担当課長は、請負人から前項の申請があったときは、設計担当課長と協議し、請負人に
対し申請書に承諾印を押印した写しを送付しなければならない。
- 7 設計担当課長は、設計変更をしようとするときは、工事設計変更書により職務権限規程（昭
和45年神奈川県内広域水道企業団企業管理規定第10号（以下「職務権限規程」という。））別
表に規定する決裁区分に従い、決裁を得なければならない。
- 8 設計担当課長は、設計変更をしようとするときは、執行伺により職務権限規程別表に規定す
る決裁区分に従い、決裁を得なければならない。この場合においては、予算管理のため、関係
所属と事前に協議しなければならない。

(契約変更の手続)

第7条 前条第7項の規定により設計変更を決定したときは、設計担当課長は、執行伺に工事設
計変更書を添付し契約検査課長に契約変更を依頼しなければならない。

- 2 契約検査課長は、前項の依頼を受けたときは、速やかに請負人に連絡し、変更契約を締結す

るものとする。

3 契約検査課長は、前項の規定により、変更契約を締結したときは、変更契約書の写しを設計担当課長に送付しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、設計変更及び契約変更に関し必要な事項は、契約検査課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。

第1号様式～第4号様式は省略